

令和4年5月19日

院外からの学生・職員及び大学・専門学校等各位

神戸市立医療センター中央市民病院
感染管理室

(依頼) 見学や実習の際の COVID-19 に関する取扱いについて

当院での見学や実習の受入れの際の COVID-19 に関する感染予防の取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

1. 病棟・外来・手術室等で実習・見学を行う場合

・来院初日の1週間前からの症状(熱など)、新型コロナウイルスに感染した方と濃厚接触、海外渡航歴の有無などを記載した問診票(別紙①)の提出が必要です。

・初日までの1週間の間に問診票に記載の症状(熱など)がある場合、新型コロナウイルスに感染した方と濃厚接触した場合、海外渡航をした場合、必ず当院(及び学生の場合は所属大学等)に連絡して下さい。上記にひとつでもあてはまる場合、翌日から起算して原則10日間は来院できません。

・問診票の提出がない場合、記載に不備がある場合は来院できません。

2. その他

- ・院内ではサージカルマスク着用が必要です。マスクは期間中分をご自身で用意してください。当院からの支給はありません。
- ・手指消毒など感染防御をお願いします。
- ・上記運用に変更があった場合はお知らせいたします。

問合せ先：神戸市立医療センター中央市民病院
事務局総務課 感染担当(代表) 078-302-4321